

山梨県公報

公 告 次

○平成三十年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度…………一

公 告

● 平成三十年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成三十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次の一とおり公表する。

平成三十年六月一日

山梨県知事 後 藤 斎

同一の単位とされる保安林

皆伐面積の限度

甲府地区水源かん養保安林	一、五五六・八三ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七八・六二ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、〇八三・〇一ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇七・八八ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰐沢地区水源かん養保安林	一、六八三・四八ヘクタール
鰐沢地区土砂流出防備保安林	一五二・一三ヘクタール
鰐沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
鰐沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、〇一四・〇二ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五三九・三七ヘクタール

多摩川上流水源かん養保安林	七一五・〇〇ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	一八・〇六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一一七・六〇ヘクタール
相模川中流水砂流出防備保安林	一六〇・七七ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一二八・九二ヘクタール
相模川上流水砂流出防備保安林	一七一・六四ヘクタール

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番